Japanese Coalition Against Military Research in Academia

軍学共同反対連絡会

News Letter

2025.03.03

NO. 100

軍学共同反対連絡会ホームページ http://no-military-research.jp

日本学術会議は今こそ「法案反対」を明確に掲げ、社会に訴えるときである

1948 年制定の現行日本学術会議法を廃止し、政府が直接監督する特殊法人として新たな日本学術会議を設置する「日本学術会議法案(仮称)」がまもなく閣議決定され、国会に上程されようとしている。学術会議執行部は 27 日の会長談話で、これまでの懸念点が解消されず、さらに新たな問題も明らかになったと認めた。そうであれば今こそ「懸念点が残るこの法案には反対する」と決断する時ではないか。科学者の代表機関としての日本学術会議には、学問の自由と権力からの独立を守る責務がある。有識者懇談会での理性的議論を通して独立を守ろうとしてきた学術会議の努力が内閣府により最終的に踏みにじられた今、曖昧な姿勢を続けるのではなく、原点に立ち返り、現行日本学術会議法を守るために全力を尽くすべきではないか。学術会議執行部は、早急に臨時総会を招集し、真摯な議論を通して法案反対の総意を確立してほしい。そのことが、たとえ法案が国会に上程されても廃案に追い込む可能性を切り開くのである。

「日本学術会議会長談話 「日本学術会議の法人化に関する法案の検討状況について」

日本学術会議のあり方をめぐって、日本学術会議は、これまで、日本学術会議がナショナルアカデミーとしての役割を果たすためには、①学術的に国を代表するための地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性、という5要件を満たす必要があるとの一貫した考えの下に、この問題に向き合ってきた。また、昨年(2024年)7月29日には懸念すべき5項目を明示した会長声明を発出した。

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会は、 昨年(2024年)12月20日に最終報告書(「世界 最高のナショナルアカデミーを目指して」)をまと めた。その後、内閣府において、新たな「日本学術 会議法案(仮称)」の作成が進められている。日本 学術会議としては、昨年(2024年)12月22日 に公表した会長談話において、「日本学術会議は改 革の当事者として、具体的な法制化に向けて責任 をもって政府と協議していく」としたことを踏ま えて、内閣府との間で意見調整を行ってきた。さ らに、本年2月13日に日本学術会議幹事会を開催 して、内閣府総合政策推進室から法案の検討状況 についての説明を受け、質疑を行った。 しかし、本幹事会における説明及び質疑を踏まえると、現在検討されている法案は、法人発足時の「特別な選考」、監事及び評価委員の主務大臣任命を含む仕組み、選考助言委員会の法定化、会員選考の自主性・独立性、活動面の独立性、安定的な財政基盤等、前述の5項目も含む日本学術会議の懸念を払拭するものとはなっていない。これらの懸念事項については、最終報告書に関してすでに指摘したものに加えて、最終報告書では詳細が不明であったが法案作成過程で問題点が明確になったものがあると考えている。

今後、内閣府は現状の内容で法案の国会提出に向かう可能性があることから、日本学術会議としての対応を明確化するため、早急に日本学術会議会員に対し現在の状況を説明し、意見を聴取する所存である。内閣府に対しては、日本学術会議総会における議論の前提として、法案全体を早急に公開することを求める。また、日本学術会議の相互の信頼関係が重要であることを改めて述べるとともに、法案作成過程で日本学術会議が懸念する点の払拭が図られることを強く望む。

令和7年2月27日 日本学術会議会長 光石 衛

現実を切り開くために

軍学共同反対連絡会事務局長 小寺隆幸

談話は冒頭で、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(2021年)以来掲げてきたアカデミーの5要件、そして2024年6月7日の幹事会決定の懸念すべき5項目を再確認している。この幹事会決定を受けて7月29日の懇談会で会長は、その5項目は「『近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動』を阻害するもので、とうてい受け入れられない」と述べ、そして「懸念が十分に払拭されない方向で取りまとめが行われる場合には、日本学術会議として重大な決意をせざるを得ない」と語った。6月7日決定は今回の法人化に対する学術会議としての唯一の正式な機関決定である。新法案が閣議決定されようとしている今こそ、「到底受け入れられず、重大な決意を」すべき時である。

しかし会長は12月の談話で「最終報告では、日本学術会議がこれまで主張してきた点について反映されていない点がある。このことは残念であるが、…日本学術会議の主張については最終報告にも明記いただいたところであり、今後、法制化の過程で更なる検討をする余地があるものと考える。また、法制化に向けて具体的な検討が必要となる論点も残されている。…日本学術会議は改革の当事者として、具体的な法制化に向けて責任をもって政府と協議していく」と述べられた。

これまで有識者懇談会の中で、誠意を尽くして 説得しようとしてきた会長の思いが窺われる。だ がそれから2ヶ月、交渉の経緯は詳らかにされて いないが、その結果を第3節でこう記している。

「現在検討されている法案は、法人発足時の『特別な選考』、監事及び評価委員の主務大臣任命を含む仕組み、選考助言委員会の法定化、会員選考の自主性・独立性、活動面の独立性、安定的な財政基盤等、前述の5項目も含む日本学術会議の懸念を払拭するものとはなっていない」。さらに「最終報告書では詳細が不明であったが法案作成過程で問題点が明確になったものがある」。

結局交渉では懸念点が解消されず、新たな問題も明らかになった。例えば最終報告に「監事」についての学術会議の主張が記されはしたが、それについて「検討する」という願いは無視され、法案でも「総理大臣任命」は変わっていない。

評価委員会についても、最終報告では「レビュ

一委員会 (評価委員会) (仮称)」とされ、「主務大臣が委員を任命する合議体を設置する」と記されていただけで、学術会議内に置く可能性もあったが法案では内閣府内に設置するとされた。24年12月13日の懇談会に内閣府総合政策推進室が出した資料7「あらたな日本学術会議の評価について(未定稿)」でも評価委員会は「学術会議からの独立性を担保するため学術会議の外部の機関として設置」というだけで内閣府に置くとは記されていない。しかもこの文書も懇談会で決まったものではない。ここでも懇談会で議論もしていないことを法案に盛り込んだのである。

さらに最終報告では「国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい」とされたが、「特殊法人」とされていたわけではない。特殊法人が学術会議にふさわしくないということは、次の総務省の解説を見ても明らかではないだろうか。

【総務省 HP より:特殊法人とは、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(独立行政法人を除く)を指す。政府が必要な事業を行おうとする際、その業務の性質が企業的経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等において、主務大臣がその監督を行うとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとするため、特別の法律によって法人を設ける場合がある。】

さらに光石会長が言うように「法案作成過程で明確になった」問題も生じた。こうして内閣府との交渉で多少の譲歩が得られるのではという期待は打ち砕かれ、強硬な政府の姿勢になす術もなかったのではないか。27日の記者会見で会長は「この法制化は学術会議の手から離れている」とあきらめ顔で語られたと参加した記者が語った。

交渉が頓挫した今こそ覚悟を決める時である。 3月1日に会員にオンラインの非公開説明会を行ったが、談話に「学術会議総会における議論の前提として、法案全体を早急に公開することを求める」と書かれていることからすれば、法案が正式に示されるまで態度決定しないと語られたのではないだろうか。だがすでに示されている内容だけでも懸念点は多く、「懸念点が残る限りは法案を閣議決定せず、今国会上程に固執しないで学術会議との話し合いを続けるべきである。このまま閣議決定するなら学術会議は断固反対する」という点 示を行うべきである。

で会員の合意を形成することはできるはずである。 4月14日の定期総会を待っていては手遅れになる。オンラインで早急に臨時総会を開き、会員の総意で2年前のように「勧告」を出せば、岸田首相同様石破首相も立ち止まる可能性はある。すぐに総会を開けないとすれば、幹事会決定や会長声明で、今のままでは法案に反対するとの意思表

日本学術会議法で「独立」と定められている機関を、学術会議との同意抜きに一方的に廃止することは本来できないはずである。そもそも 2020年の任命拒否の直後に、準備していたかのように自民党学術会議問題のプロジェクトチームを立ち上げ法人化を打ち出した塩谷・下村議員らは裏金問題で失脚している。また閣議決定には公明党の合意が不可欠だが、公明党は 2023 年 4 月の岸田首相による学術会議法改正見送りに際して「適切な判断で、今後は学術会議の関係者と丁寧に議論した上で、結論を出してほしい」(石井幹事長)と語っている。今回、内閣府は「学術会議と丁寧に議論した」と公明党を説得するに違いない。今、学術会議が明確に反対を表明すれば、閣議決定に影響を及ぼす可能性も出てくる。

そしてたとえ閣議決定されても、学術会議が毅然として反対を打ち出すことは国会審議での野党の姿勢に大きく影響する。

昨年 10 月の総選挙前に連絡会が各政党に行った「学術会議法人化」についての調査では次のような回答が寄せられた。(要旨 自公維は回答なし全文はニュースレター94 号参照)

【立憲民主党】学問の自由を尊重するため、科学 者の代表機関である日本学術会議の組織・制度に ついては政府からの自律性・独立性を担保すべき。

【国民民主党】法人化にあたっては独立性・自主性を 高めるか丁寧な議論が必要と考えます。

【社会民主党】法人化は、日本学術会議の独立性を損なうものであり反対です。

【日本共産党】光石衛会長は、内閣府特命大臣の23年12月の決定を「到底受け入れられない」と明言しています。政府は、この意見を尊重すべきです。法人化の検討ではなく、研究力の回復など、日本の学術の発展のために必要な学術体制全体の抜本的見直しを検討する「開かれた協議の場」を持つべきです。

【れいわ新選組】外部組織とするにもかかわらず、政府方針には、「政府等との問題意識・時間軸等の共有」が既定されています。軍事研究をすすめさせたい政

府が、その「問題意識」を共有する組織へと、日本学術会議を変容させる思惑がありありです。6人の任命拒否の延長線上にあるものです。学術会議は、政府・社会に対して日本の科学者の意見を直接提言するナショナル・アカデミーであり、その独立性・自主性は高く保持されるべきです。学問の自由な発展のためには学術会議の運営に予算をタテに政府が介入することは大きな問題です。 政府はアカデミアの批判的な意見により政策を検証されることにむしろ感謝こそすべきであり、学術会議法の改悪はすべきではありません。

【沖縄の風】学術会議の 24 年6月7日の決定を支持します。

学術会議が明確に反対の姿勢を示せば、私たち 市民団体も野党に法案の問題点を示し、働きかけ ることができる。今国会で内閣委員会はまずサイ バー防護法案の審議に入るが、通信の秘密に関わ るだけに与野党の対決法案になる。学術会議法の 審議はその後になるだろう。それまでに、何が問 題か、なぜ学術会議が反対しているのかを国会議 員に理解していただく必要がある。また野党の中 には自民党と同調して学術会議を変えようとする 政党もあるかもしれないが、市民の大きな動きが 起これば、自民党と一緒に強行採決に加わるのは 参院選前で得策ではないと判断する可能性もある。 このように学術会議自身の毅然とした態度表明が あれば、市民団体や国会議員が廃案に追い込むた めの様々な取り組みを行うことも可能となる。

そのためには市民社会の声が決定的に重要である。残念ながら多くの人々がまだ問題の本質を理解していない。「所詮学者の世界の問題だ」、「独立を言うのなら政府から出て当然だ」、「会計監査や外部評価などどんな組織でも必要だ」、「学術が政府に協力するのは当然だ」という意見も少なくない。それに対して、政府と独立して科学的根拠に基づいて発言する組織がいかに重要かを、この間の恣意的な政策決定が日本社会にもたらした様々な歪みの具体的な指摘とともに丁寧に訴えることこそ学術会議と市民団体が今なすべきことである。

「もう私たちの手から離れている」とあきらめる場合ではない。学術会議執行部が勇気と知恵を 絞り、学術の独立と学問の自由を守るために今こ そ全力で取り組むことを切に訴えたい。

そして学術会議会員には、自らの組織の廃止が 会員の議論を経ずに既成事実化されることに抗議 し、臨時総会開催を要請されるよう訴えたい。

日本学術会議歴代会長 吉川弘之 黒川清 広渡清吾 大西隆 山極壽一 梶田隆章 連名

「石破茂首相に対して『日本学術会議法案(仮称)』の撤回を求める声明」

政府は、今通常国会に「日本学術会議法案(仮称)」を提出することを表明した。それは、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」最終報告(2024年12月20日提出、以下では最終報告)に基づき、日本学術会議の「特殊法人」としての設立を目的とする新法であり、日本学術会議の職務の独立性および会員選考の自主性などを定めた1948年制定の現行日本学術会議法を廃止し、日本学術会議を根本から作り替えるものである。法案の詳細はまだ公表されていないが、最終報告および内閣府作成の「日本学術会議法案(仮称)の概要」(2025年1月、以下では法案概要)によって大方のことを知ることができる。

私たちは、日本学術会議会長の職にあった者と して、政府の日本学術会議の「改革」に関わる措置 について、すでに二度にわたり「日本学術会議の 独立性および自主性の尊重と擁護を求める声明」 を岸田文雄首相(当時)に対して発信した(2023) 年2月14日、2024年6月10日)。それにも拘 わらず、最終報告に基づく今回の法案は、日本学 術会議が活動および会員選考における政府からの 独立性と自主性を損ない、広く世界の科学者と国 際的な科学者アカデミーから、もはや信頼できる 科学者アカデミーとして認知されない組織に変質 することを強く懸念せざるをえないものとなって いる。これでは、日本学術会議は、日本社会におい て科学者アカデミーとしての責務を果たすことが できない。石破茂首相に対して法案撤回の英断を 強く求める。

2020年10月の菅義偉首相(当時)による6名の会員候補者任命拒否に端を発する政府の改革をめぐる動きに対して、日本学術会議はナショナルアカデミー(国を代表する科学者組織)であるための要件として以下の5つを示してきた(「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」2021年4月22日)。①日本の学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政による安定した財政基盤、④活動面での政

府からの独立、および⑤会員選考における自主性・独立性である。さらにこれを踏まえて日本学術会議現会長は、上記有識者懇談会での審議に対して、①大臣任命の監事の設置、②大臣任命の評価委員会の設置、③「中期目標・中期計画」制度、④次期以降の会員の選考への特別の方法の導入、および⑤選考助言委員会の設置、を法律によって定めることは「到底うけいれられない」と言明した(2024年7月30日)。以上は日本学術会議の独立性および自主性の確保のために当然の意見表明であり、私たちは、科学者の間で長年にわたって培われてきた科学者組織のあり方に合致し、国際的に推奨されるものと考える。

しかしながら、最終報告とそれに基づく法案概 要によれば、日本学術会議が示した懸念は払拭さ れることなく、法人のガバナンスに必要であると して制度や委員会は法定されている。そもそも会 員以外の委員からなる委員会、また内閣総理大臣 任命の委員会が並行して設置され、さらに内閣総 理大臣任命の監事も置かれて、これら相互の対応 の差異などで日本学術会議の自主的な活動が機能 不全に陥るおそれがあり、特に監事および評価委 員会委員は内閣総理大臣の選任・任命であること から、日本学術会議の活動を政府が管理し、その 独立性が損なわれる危惧が大きい。また、評価委 員会について、最終報告では明確に読みとれない が、法案概要では、「内閣府に設置される日本学術 会議評価委員会」と記述され、日本学術会議の活 動の評価を政府機関である評価委員会が行うこと が明示された。このようなアカデミーと政府の関 係は、国内外において、日本学術会議のアカデミ ーとしての地位の失墜および日本政府の見識への 失望を招くであろう。

今回の新法制定による日本学術会議の法人化 (国の機関から特殊法人にする)の決定的理由は、 上記有識者懇談会が認めているように、内閣総理 大臣による会員任命をなくすことである。それは なぜかといえば、菅首相(当時)が現行日本学術会 議法の確立した従前の解釈を歪曲して任命拒否を行ったからである。もともと法人化論は、2005年の日本学術会議法改正において10年後の検討課題とされ、それを受けて改正後の日本学術会議の活動について「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議(内閣府科学技術政策担当大臣が設置)」が検証し、その報告「日本学術会議の会とで、日本学術会議の法改正後の活動を評価したよで、設置形態について「国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して、設置形態について「国の機関でありつけまで、設置形態について「国の機関でありつけまで、設置形態について「国の機関でありて対して対した。

こうした経緯をきちんと確認すれば、最終報告による法人化案は、菅首相(当時)による、理由を説明することができない任命拒否の不当性を覆い隠し、逆に法人化に功績あるものとするためにまとめあげられた報告であると言わざるを得ない。法案は、こうして日本学術会議を特殊法人にするための制度設計を目指すだけであり、国が財政支援をする法人(とはいえ、法案概要によれば、「業務の財源に充てるために必要な金額の全部または一部に相当する金額を補助することができる」とされるにすぎない)を政府がどう管理するかという発想に貫かれ、ナショナルアカデミーとして日本学術会議の本来の機能を発展させる視点を欠くものである。

英米仏独など欧米諸国のナショナルアカデミーは、長い歴史と伝統を持ち固有の発展を示している。日本学術会議は、第2次世界大戦後に新生日本における科学の役割への期待とともに創設され、欧米に比して短くはあれ75年を超えて、その間の活動に対する社会からの支持と批判を受け止めて自己改革しつつ、成果を示しながら、固有の発展を遂げてきている。その法的基礎は、1948年制定の現行日本学術会議法である。その前文は、日本学術会議が「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と連携して学術の進歩に寄与することを使命として」設立されたと宣言している。

このような発展を基礎に、さらに日本学術会議 が現代世界の人類的課題に取り組んで、社会と政 府に対し科学的助言をより有効かつ適切に行いう るためには、機能強化とそのための改革が必要で ある。しかるに、特殊法人という法形式の下に日 本学術会議の運営と活動を政府が幾重にも管理す るやり方は、日本学術会議の固有の発展を阻害し、 75 年余にわたって培われてきた学術に基づいて 社会と政府に発信するという機能を弱体化させ、 ひいては日本の学術の終わりの始まりとすること になりかねない。21世紀の課題に向けての日本 学術会議の改革は、日本学術会議を改革主体とし、 日本の科学者コミュニティおよび国際的な科学者 アカデミーの支援の下に、社会、産業界、行政から の代表者が参加し、日本の科学・技術行政の全体 の在り方を再構築する展望をもって、日本学術会 議のミッションをあらためて位置づける、公正で 開かれた審議の場が必要である。石破首相に対し て、この課題を実行する英断を重ねて要請するも のである。 以上

2025年2月18日

吉川弘之(日本学術会議第 17,18 期会長) 黒川清(同第 19,20 期会長) 広渡清吾(同第 21 期会長) 大西隆(同第 22,23 期会長) 山極壽一(同第 24 期会長) 梶田隆章(同第 25 期会長) 声明発表の記者会見は日本記者クラブで、黒川、広渡、大西、梶田氏の参加で行われた。その映像は https://www.youtube.com/watch?v=gp2pcO6gSBM そこで4氏が発言し、吉川、山極氏のメッセージが配られた。次に吉川氏のメッセージを掲載する。

声明の発表に際して 2025年2月18日吉川 弘之

今回の学術会議法人化の提案は、1948 年制定の日本学術会議法を廃止し、それに変わる新しい法律を制定して、現在の社会に対しより良い働きを期待するという考えのもとに提案されている。時代が変われば会議の使命も変わるという視点に立っているといえるであろう。しかし、この過程には慎重に考えなければならない重大な問題が含まれている。

新法の提案は、現在の社会状況を考え、その状況の中で有効な働きをする日本学術会議の役割を

実現するために、その組織形態および組織を担当する者の性格を考慮しながら科学者のみならず、社会におけるさまざまなステークホルダーを参加させ、社会に対する助言の質を高めるという考えに立っていると思われる。なるほどこの考えは、一般的な助言組織を考える時、その貢献を高めるために有効であるう。しかし、学術会議が学術の視点で助言をする場合には独自の問題があることを考える必要がある。

学問と言われる知識は一定の厳密なルールに従う学者・研究者の研究によって生み出されるのであり、その知識がすべての人にとって真実であることが保証された知識であることが必要条件である。知識は、ある人にとって有効であるが他の人にとって有害であることがあり得るが、その意味で学問的知識は特別の知識であり、それを作り出す人は学者・科学者とよばれ、その研究の動機は知的好奇心のみに限定される。

私たちはこの真実である学問的知識を無料で使うことができるので、これを公共的知識と呼びうる。人類が辿ってきた長い歴史を通して獲得した安全で豊かな生活は、この基本的な公共的知識を基礎として成り立っているのであり、従って学問的研究を行う学者の役割が大きかったことを示している。

しかしこの学問的知識だけでは社会にとって有益な知識とはならず、学問的知識を使用してそれを社会の課題を解決するための知識を生み出す必要がある。例えば現在話題となっている人工知能は、哲学、心理学、認知科学などの人間の知能についての学問的研究の歴史があり、それが計算機の進歩によって支えられて役に立つ人工知能として社会を一変させる程の大きな期待を持たれる技術、特に現在の複雑な社会の課題を解決し、社会に富をもたらす産業の出現が期待されるようになった。

このように、新しい学問的知識が社会に貢献するという事実は、基礎的な知識を生み出す学問研究者と、その知識を使用して社会に貢献する学問使用研究者とをそれぞれ独立のものとし、その上での連携が必要である。両者はいずれも研究者と呼ばれるが、この両者には大きな違いがある。学問研究者は、領域に特化した高い専門性を持って未知の課題を研究し、新しい知識を創り出す。一方学問使用研究者は、社会の未解決の課題を察知し、学問的知識を含めて使用可能な知識を探索して解決方法を作りだす。

このように学問研究者と学問使用研究者とは、

研究動機も研究環境も成果も能力も違うのであり、同一視することは出来ない。特に社会との関係という点で大きな違いがある。従ってこの違いを理解した上で、社会は学問研究者と使用研究者に対してどのような政策助言を求めるのかを定めることが肝要であり、その同一の委員会における混在は、大きな混乱を招くものであることを知らなければならない。

両研究者の違いを簡単に述べれば以下のように なるであろう。

「学問研究者」:研究対象は存在するものすべて (人間を含む自然と人工物の存在)について性質 が未知の対象について研究し、その本質について の知識を創出し公表する。

「学問使用研究者」:解決するべき社会的課題を選定し、その課題について必要な知識を収集して、 課題解決のための行動方法を創出する。

この簡単な定義に従って助言のあり方を考える。 ひとりの学問研究者は、特定の学問分野で、成果 の社会的使用を意識せず知的好奇心のみによって 研究するが、同時に学問とは何かを熟知している 者の責任として学問全体が作りだす社会に対する 効果については厳しく考えている。そのために、 各国の学者は広い学問分野にわたる科学者でコミュニティをつくり、その中で、社会に起きる諸問 題を含め、人類、地球の未来の変化のなどについ て議論する。議論の成果は学者自身の研究方針に 反映させるが同時にそれが社会的課題である場合 は政府に対して科学者コミュニテイから助言を行 うことになる(地球温暖化はこのプロセスによっ て研究課題となった)。日本学術会議がこのコミュニティの代表である。

一方、学問使用研究者の研究は、社会的課題を 目標としていて、それを解決するために必要な学 問的知識もわかりやすい。各課題は、社会全体と 言うよりは、社会の中の多様なステークホルダー のそれぞれに対応していて、関連科学分野の知識 を結集して対処活動をする研究組織を想定するこ とが可能である。これはすでに分野別に審議会な どを通じて助言する方法が定着しているだけでな く、総合科学技術イノベーション会議として政府 内で国家的に重要課題が研究プロジェクトとして 計画される。この段階では前者の学問研究者が持 つ固有の視点は全く失われている。したがって両 者が混在する会議では、両科学者の個性をいずれ も否定することになる。

日本の科学者は基本理念として 1948 年制定の

日本学術会議法に従って個人として研究し、科学者の倫理を守りつつ科学の進歩とわが国の科学技術の政策作成に加わってきたのであり、一方2001年設置の総合科学技術会議(2014年に総合科学技術・イノベーション会議に改称)は社会の変化にしたがって生じる多様な課題に学問・科学の固有の問題を止揚して学問固有の問題を表出することなしに、問題解決の方法を社会的に、具体的に、実現可能な方法として創出してきたのである。このように両者の使命は全く異なるものであり、各政策決定における混在は大きな損失を招くことを知る必要がある。

今回の法人化に関する法律は、このような科学者に必要な独特な使命を否定するばかりでなく、一方の総合科学技術・イノベーション会議との協力のあり方を見失わせてしまうものであり、国際社会においてわが国の科学、学問の成果の意義を著しく弱めてしまうものと考える。

加えて言えば、日本学術会議法に従って、何十年と日本の科学者たちが行動し、その結果として科学の研究においてもその社会的応用についてもわが国社会に大きな貢献があったという歴史的事実がある。この法によって科学者の在り方を身につけた科学者がいなくなることが招く新しい科学

者は、科学研究を経済振興の要因と考え、イノベーション、起業、ユニコーンを目標とする。このことは、現代民主主義社会で重要な鍵である倫理性、博愛、利他、公正など、これらが科学の世界から消失する危険を生む。実はわが国の科学アカデミーは、そうならない科学者を生んで来た。 経済主導のイデオロギーを捨てきれない民主主義社会の中で、唯一科学が守ってきた、誰でもがタダで使える学問的知識を無報酬で創り出す宝物のような科学者を科学アカデミーと呼び、そのアカデミーと国民とが無形の契約を結んでいるという不可視ではあるが現実的状況があり、その不可視の契約が、実は日本学術会議法に書かれている内容に一致していることをまず考えなければならない。法人化しては、それが出来なくなる。

肝心なことは、立法者と、社会を動かす行動者と、学問的知識を生み出し、またそれを使う科学者が対等の場で行う議論のみが良い結果を出す条件だということである。そのために、多くの記録があり、世界各国の努力も科学の倫理性と科学助言という分野で残されている。それらは日本も協力して作ったものであり、今後の、国際的助言体制確立のためにあらためて参考にする必要があると思われる。

「学問と表現の自由を守る会」による「学術会議解体法案の廃案を求める会見」(2月26日) から発言の一部を紹介します https://youtu.be/H8YHSLZReB8

発言者 藤森研 (日本ジャーナリスト会議), 佐藤学 (東京大学名誉教授), 金平茂紀 (ジャーナリスト), 田中優子 (前法政大学学長), 前川喜平 (元文部科学次官), 森達也 (映画監督)

佐藤: 財政は現行法は国が負担するとされているが法案では「全額または一部を国が補助できる」とされ、問題があればいつでも打ち切るという姿勢。さらに多様な資金源として財界との業務契約を進めるというのはシンクタンクになること。これは日本からアカデミーを消す法案である。

田中:学術そのものが国民の生活のためであること、今起きていることは軍事体制の問題であることをわかってほしい。さまざまな問題がつながっている。それを切り離さないで考えてほしい。1930年代に、戦争の準備とともに学者の著作を発禁処分にしたことを思い出す。

前川: この法案は学術会議解体法案。学術を政府に従属させ、独立性を完全に失わせる。学術会議は科学の立場から政府、国会にものを言う機関。 国家機関として存続させるべきだ。この法案は最終的に学問の自由の崩壊を招く。今大学の運営費 が減らされ、競争的資金があふれている。イノベーション、軍事研究に学問を誘導する政策。だが 学術は稼ぐことを目的にしているわけではない。 経済的な価値とは別の価値に立脚するのが学術。 非科学的政策が多すぎる。学術にはそれを質す役 割がある。学問の自由が崩壊すればほかの自由も 脅かされる。教育に対する統制がさらに強まる。

森:映画「オッペンハイマー」はアメリカの当時の 科学者が国策によって原爆の研究に踏み込んだことを描いた。これで本当にいいのかと思っても莫大な資金により自由な研究ができる。これはアメリカだけではなく、日本でもあった。だからこそ自戒を含めて日本学術会議がある。学術会議だけは解体させてはだめだ。

佐藤: なぜ工学系の方はきちんと対応しないのか。 科学技術の歴史を考える。東大の学徒動員で人文・ 社会の学生は多数亡くなったが、工学部の学生は 一人も死んでいない。日本の工学は戦時下で飛躍的に発展した。戦後も工学委員会の方は、戦争中に自由に研究できたと思っていた。この機会にこそ科学の在り方を議論してほしい。

金平:学問研究の元にある倫理の問題を考える。福島イノベーションコーストにある国際学術研究都市では社会科学系の人も入り、子どもを動員して風評加害対策を取り上げ、「一緒に考えよう!未来を」という形で善意でやっている。金の出所は復興庁、実際にやっているのはドローンやロボットの研究。技術の連鎖を進めるのは資本の論理であり、そこでなおざりにされるのが倫理だ。

前川:戦時中の東大総長は海軍出身で、一部の教 授の首を切った。ほっておくとそうなる。2015年 に装備庁が始めた安全保障技術研究推進制度の予 算は最初3億、翌年6億、17年に一挙に100億 に上げた。工学系など軍事に役立つ分野に金をつ ぎ込む一方、学術の土台を支える科研費や大学へ の基盤的経費がどんどんやせ細る。金がかかる研 究をしている人は競争的資金に関わらざるを得な い。装備庁の制度はあからさまだったので学術会 議が声明を出した。それが政府には目障りだった。 学術会議が軍事研究の壁になっている。任命拒否 まではあの手この手で言うことを聞かせようとし た。「今は泣かぬなら殺してしまえホトトギス」だ。 工学系は実用的な学問で理学とは違う。そういう 分野こそ、学問の自由と国策に基づく科学技術を 切り分けねばならない。今の科学技術政策はCS TIの支配下にある。学術会議とCSTIは立場 が違い、それに基づく意見の違いがある。それを 飲み込むのは危うい。軍事体制化の一環だ。

金平: 学問の根っこにあるのは効率、金儲け、経済ではない。パブリックインタレストであり、公共的利益、コモンズはなくしてはいけない。

前川:学問と教育は一体。小学校で学ぶのも学問。 学問は人間社会全体にある。各学校で学ぶ教科の 裏には学問の集積がある。それは自由な精神活動 の積み重ね。権力者は心の自由を抑えようとして きた。学問の自由は精神的自由の上に成り立つ。 教育は国が介入しやすい分野で、現に政治支配が 起きている。学問そのものが揺らぐ中で、特に歴 史学を塗り替えようとする。古代史で皇国史観を 教えたいという人もいる。歴史学が根を張ってい れば阻止できるが、歴史学が揺らぐと子どもたち は架空の物語を歴史として教えられる。戦前がそ うだった。そういう時代に戻るのではないか。プ ーチンを見ていると世界全体が戻っている。学術 会議の問題は人類史の中に位置づけられる。

藤森: 軍事研究はだめだ、ということが基本。法人 化自体が良いのか?独立性を持った国家機関がい くつも存在し、お互いにチェックしあうことが民 主主義のために重要。平和と民主主義を柱とする 戦後民主主義をつぶそうとしている。だが世論調 査でも日本人の多くは今もこれを大事だと思って いる。みんなで阻まなければならない。

佐藤: 学問の自由を憲法で規定している国はわずかで、どれも侵略戦争を行った国だ。他の国は思想表現の自由の上に学問の自由があるが、日本ではうまくつながっていない。任命拒否の際にあれほど大きな反響が起きたのは戦後の日本人の中に学問の自由が根付いているから。ただ今はより深いところが問われ、資本と倫理という相対立することがもろに問題となっている。東日本大震災の時にビジネスチャンスとする情報が学術会議の中に持ち込まれ、厚労省は福島に国際がんセンターを作ろうとした。医学者が賛成した。お金が動くと科学者はもろい。日本における科学の在り方が問われている。アカデミーを消してはいけない。

(文責 小寺隆幸)

日本学術会議の「特殊法人」化に反対する署名 2万名を超える!

<u>chng.it/GN5znNsWmC</u> あるいは「Change 学術会議」で検索してください。署名第一時集約は 3 月 12 日 17 時。13 日午後 3 時半から参議院議員会館 B107 で内閣府に手渡すとともに記者会見実施。 発言:廣渡清吾(学術会議元会長)榎木英介(医師)駒込武(京都大学大学院教授)本田由紀(東京 大学大学院教授)赤井純治(新潟大学名誉教授)ほか。市民の参加も大歓迎。14 時半から入館証配布

軍学共同反対連絡会

共同代表: 赤井純治・大野義一朗・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ http://no-military-research.jp/ 軍学共同反対連絡会事務局 メール pokojpeace@gmail.com 小寺